

タイ國維新政變小史

昭和十七年八月

○ 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5 6 7 8 9 20 1 2 3

昭和十七年八月

タイ國維新政變小史



法財團 日本タイ協會刊

タイ國維新政變小史

目次

一、六月革命	一
二、恒久憲法發布	三
三、政黨設立要望の傾向	五
四、四月反動政變	九
五、六月政變	十一
六、十月兵亂	十三
七、ナイ・ウタイ事件	十四
八、八月事件	十五
九、國王退位問題	十六

一〇、バホン政權よりビブーン政權確立迄……………
一一、ビブーン内閣成立後の政情とその政策……………
　　一
　　二

一、六月革命

タイ國の現チャクリー王朝は、昭和七年を以て、始祖ラーマ一世の盤谷建都五十年に達したので、同年四月六日の記念節（チャクリー・デー）を中心にして、各種の盛大なる祝典が舉行せられた。建都以來隣國緬甸及び東埔寨との抗争は殆ど跡を絶ち、其後この兩隣國を領有するに至つた英佛兩國の帝國主義的勢力が、十九世紀の末葉から二十世紀の初頭に掛けて、急激に侵迫し來つた爲に、この兩強國との間に種々の紛争を惹起して、屢々國境地方割譲といふ極めて不愉快なる事態を経験せざるを得なかつたけれども、同時に兩隣の強國から獨立を保障せらるる結果ともなり、内治的には極めて平穏無事を樂むことが出來たのであつた。

盤谷曆百三十年（西暦一九一一年）ラーマ六世王の即位直後、陸軍下級將校の不平分子が、反政府的陰謀を企てた事件があつたが、幸にして事は未然に彈

壓せられ、一味の者は一網打盡に逮捕せられた。世上は陰謀者の不逞を怒り、その無謀を笑ふものゝ如くにして、王室と政府の地位には搖ぎ無きことを得たのである。其後間もなく起つた歐洲大戦に際しては、タイ國は聯合國側に參加して、遠く西部戰線に遠征軍を送り、戰捷國として國威發揚の誇を感ずることを得たのである。斯くて二十世紀も三十年代に達する迄、現代の世界に比類の無い專制君主國として、上下太平を謳歌するの外貌を樂しんで居たのであつた。

然るに建都百五十年祭の當時、上は王族要人より、下は農民大衆に至る迄、盛大なる祭典の祝酒に酔つて居る間に、巷間には王族政治を顛さんとする陰謀の不吉なる噂を傳ふる者があつた。併しながら百五十年來の平穏に狎れたる一般官民は、斯る噂を笑殺するのみであつて、チャクリー王家の榮華の夢は醒めるべくもなかつたのである。時の内務大臣として權勢を恣にし、威望時としては國王を凌ぐほどであつた王異母兄ナコンサワン親王の如きも、警察統監から陰謀團に關す

る報告を受けながら、事態を重視することを怠つて、檢舉の手配に油斷があつた。やつと六月二十四日の午前中に連累者を一舉に逮捕する手筈を整へた其の日の未明、陰謀團の爲めに一步を先ぜられたのは、國王及び之を圍繞する王族要人連に取つては、返す返すも殘念の事であつたに違ひない。

六月二十四日拂曉、少壯陸海軍人及び文官等を以て組織せられたる人民黨なるものの、陸軍大佐ブランヤー・バホンを首領として突如行動を起し、先づ參謀總長ブランヤー・シハラーデを強要して急遽陸海軍各長官及び團隊長等を召集せしめ、舉事參加を強要したるところ、彼等は皆直に參加を應諾した。唯第一近衛師團長ブランヤー・セーナーのみは、聽從の意志表示に躊躇せる爲め射擊せられて負傷した。

これが這次の政變を通じて、唯一の流血事故であつた。斯くて人民黨は、逸早く陸海軍の實權を掌握することに成功して大に氣負ひ立ち、一舉に有力王族連を捕へてドシット離宮に監禁した。

次で黨は、當時ファービン海岸に避暑中であつた國王ラーマ七世に對し、立憲君主制度の下に國王として君臨する爲め首都に還幸あり度旨の、ブランヤー・バホン、ブランヤー・リティ、ブランヤー・ソンスラッヂ三大佐連署の、上奏書を軍艦を急派して捧呈せしめ、一方、王族專制政治の秕政を指摘し、之を矯むる爲めに立憲君主制度を樹立せんとする目的(註、第一布告には、國王を廢して大統領を民選すべき旨記もあり、急進派の主張その儘を記したものと認められ、國王の態度如何に依りて、或は實行せられたるやも圖られざるも、其の後の布告に於ては、立憲君主制を要求するものと改められた)並に新政府の施政大綱を示したる布告文を市内に撤布し、續いて同日夕刻に至り、ブランヤー・バホン署名の立憲政府樹立の布告を發し、同時に、臨時政府は國權を總攬し、治安の維持、國民の生命財産の保護、條約其の他國際義務の尊重に努力すべき旨の口上書を、盤谷にある諸外國の公使館に送達した。

翌六月二十五日に至り、ファービンの國王より親電を以て、人民黨の要求は之を

應諾するも、健康勝れざるが故に永く在位し得ざるべき旨の意志表示があつた。

次いで同日夜半諸王族と共に盤谷に還幸せられたのであつた。人民黨代表者は二十六日國王に謁して、新憲法に署名を求めたが、王は一應熟讀の爲めの猶豫を求め、翌二十七日の夕刻に至つて、暫定憲法と改めた上署名して、直ちに之を發布せしめられた。

以上の如き政治上の大變革が、革命派の巧妙敏速なる施措に依つて、先づ軍部の實力を掌握した爲に、殆ど流血の慘事も無く遂行せられ、僅に三日にして暫定憲法の發布を見たのである。黨は又國內治安の維持に充分なる注意を拂つた結果、改變を通じて盤谷市内は極めて平穏を保ち、財界も亦何等動搖の跡も無かつたのは、新政府並に國民全般に取つて極めて幸であつた。

以上は六月革命の經過の概略であるが、斯る改變を誘起した動因は何所にあつたか。

第五世王チューラーロンコーン大王は、稀に見るの英質を以て、一八六八年から一九一〇年まで四十餘年間在位し、その末期、凡有機略を用ひて歐洲强大勢力の東漸に抗し、辛ふじて獨立を維持し來つたのであるが、大王崩御の後を承けて即位した第六世王は、歐洲大戰後に於ける不況來の難局に處して、銳意國政に力を用ふるを要するの秋に方つて、却て遊惰淫逸の風あり、有識要人等の憂を招いた。然るに王は一九二五年末突然崩御されたがため、其の後を繼いで同母弟ブランチャード・ティボック親王がラーマ七世王として即位されたのである。

第六世王には儲嗣たるべき王男子が無かつたけれども、其の末弟たるブランチャード・ティボック親王に、即位の機會あるべしとは殆ど考へられて居なかつたに拘はらず、兄君等の次々の薨去に會し、はからずも王位に即くこととなつたのである。王は年少より英佛に留學して兵學校、陸軍大學等に學び、元來政治上に深き野心を持つものでは無かつた。即位當時は民心の歸趨を察して行財兩政の整理、產業の開發、

社會的施設に亘つて、可なり善政の跡を示したものであつた。然るに王は、生來極めて蒲柳の質であつたが爲めに激務に堪へざりしか、又は先王以來政治の樞機に參割して權勢をふるひ來つた高級王族の制肘を受けてか、大正十五年より革命勃發の昭和七年に至る在位約七年間の後半に於ては、政治の實權は有力王族數人を以て成る最高諮詢院に專委し、自らは爪哇に、佛印に、或は眼病治療を理由に遠く米國に遊ぶ等、兎角政務を疎んじ、其の生活は相當贅澤になつて居たと想像せられる。

昭和四年頃の世界的不況の餘波は、當然タイ國にも強く影響し、各方面に打撃の痕が見えて來た。行政整理に依る少壯官吏の失業者の増加は青年有識者の就職難を累加し、希望を失つたインテリ層は都會地に充ちた。官界の上層は、王族と之を圍繞する一部貴族等に依つて獨占せられるが爲めに、多數の有能なる少壯者は自から榮達の途を阻まれ、失意は忿懣となつて、王族政治に對する呪咀の聲が

政府の内外に漸次に昂まつていつた。本道を通りては容易に希望を達する見込の無い政治的野心家が、斯る民心の動きを見のがす筈は無い。

タイ國の維新政變は斯る環境の裡に勃發したのである。

革命運動の中心となつた者は陸海軍の佐官級、三十歳前後の少壯文官連であつた。例へば、人民黨の最高指導者として革命宣言や布告文等に連署したバホン、リッティ、ソンの三陸軍大佐は、齡既に不惑を過ぎて五十に近い年頃であつたが、軍人としては桀進に遅れて來た人々であつた。殊にプラヤー・バホンは質重厚にして有徳君子の風格あり、廣く部下に愛せられながら、餘り重要な位職には用ひられなかつた。黨内の他の主な軍人達は多くは少壯の人達であつた。軍人連が軍隊を手中に收めて政變遂行の實力運動に當つて居る間、政治的乃至法制的方面の役割を引受け、人民黨宣言や暫定憲法等の起草に當つたルアン・プラディッハは、漸く三十を過ぎたのみの法律學校青年教授であり、彼に從ふ文官も亦多くは同年

輩の青壯年であつた。革命勃發當初人民黨の發表した宣言が、君主制の廢止や國民投票に依りて元首を選出する民主制の採用並に労働及土地の國家管理制度の如き頗る急進的な主張を含んで居たのは、是等青壯年革命家の夢想がそのまま纏り込まれたものに外ならぬ。

然るに病弱ではあるが甚だ慧敏であつた第七世王の措置機宜に適したのみならず、人民黨としても、餘りに急進的な變革は却て民心を離反せしめ、且つ外國の同情を失ふ惧あることを反省した爲め、上述の如き急進策は實際には行はれず、人民黨政府の施政基本方針として

- (一) 法權、財權の獨立擁護
- (二) 治安の維持、犯罪の防止
- (三) 國民生活安定に依る經濟福祉の向上
- (四) 國民平等權の享有

(五) 國民自由権の確保

(六)、國民教育の完全なる普及
の六項目が採擇せられ、立憲君主制度の下に、是等諸項の具體的擴充が強調せら
れることとなつた。

暫定憲法は、前記の人民黨宣言と相俟つて、民主々義的色彩のかなり濃厚なものであつた。例へば國家主權は人民にありと爲し、統治の機關は國王、人民代表議會、人民委員會（人民黨の代表執行機關）及び裁判所の四者となし、國王の大權は極端に制限された。而かも他面人民の兵役及納稅の義務を規定しないのみならず、身體居住の安全、信書、言論、信教の自由、所有權の保障等に關する規定をも缺いて居たのであつて、甚だ不完全なものであつた。プラチナーティボック王が之に親署するに當つて暫定の文字を書き入れ、從つて革命運動落着直後恒久憲法起草委員會が設置されたことは當然であらう。

六月二十七日附臨時憲法が發布せられると共に、二十八日夕刻には人民代表議會及び人民委員會が成立した。議會は過渡期第一段の辦法として、人民黨の指名する七十名の議員より成り、又人民委員會は、議會の議員中より選任する委員長と、此の委員長が議會の承認を経て議員中より選任する十四名の委員より組織せられた。

次で翌二十九日、國王は人民委員會の推薦に依つて各省大臣を任命し、茲に一種の内閣とも言ふ可きものが組織せられたのであるが、是等各省大臣は人民委員の之を兼任するものが二名あつたが、各省大臣としては寧ろ事務官に過ぎない様なものであつて、政務の大綱は人民委員會の決定するところであつた。斯くして新内閣の成立と共に人民黨の主張する政策を具體的に實施する段階に入り、人民委員會の基本的決定に基く行政及び財政の整理、税制及び軍制の改革等が次ぎ次ぎに着手せられるに至つた。

改正に依つて外來者の入國制限を嚴にして國內の失業救濟に資し、土地、家屋米田等の諸税を改廢して農村救濟を計り、又産業開発や教育普及の基礎計畫立案などにも大に意を用ひた。茲に於て民心漸く安定に赴き、革命派は彼等の冒險が案外簡単に成功した幸運を喜んだのであつたが、翻つて民心の底流を仔細に検分するに、新政府に對する王族の不満と舊政府の退職高官連の之に對する同情は無名に出で、一躍顯要の地位を占むるに至つた青年政治家に對する羨望嫉視と相合して、蔽ふ可くもない政情不安の原因となりつゝあつた。不逞支那人の不穩行動、人力車夫三千の罷業事件など相次いで起り、新政府の公約履行の緩漫、秘密主義に對する不平、一黨專制や寡頭政治に對する批難の聲が隨所にさゝかれ、反動陰謀の動因既に萌芽しつゝあることを思はせるに足るものがあつた。

二、恒久憲法發布

昭和七年六月二十七日公布の暫定憲法に依つて成立した人民代表議會は、同年七月恒久憲法起草委員を任命した。委員は爾來銳意努力の末、十一月初に至りてその草案を完成した。該草案は、十一月三十日人民代表議會を通過して、翌月十日嚴肅なる式典舉行の下に發布せられたのであつた。起草委員は當初其の起草方針を嚴秘にした爲め、國王側は勿論、民衆さへも不安から生ずる若干の不満を持つことを免れなかつたので、起草委員は其後方針を改め、國王との間に常時緊密なる諒解を保つに努めた爲め、革命前夙に欽定憲法の腹案を準備して居たとさへ傳へられた第七世王の思想が、或程度恒久憲法の内容に反映せられることが出來て、從つて國王も新憲法の出來映には満足された模様であつたことは充分首肯出来る所であらう。

其の頃國王と革命新政府との間に相當和やかな空氣があつたことは、プラヤー・バホン大佐以外五十餘名の革命舉事の參加者を擧げて、十一月七日、人民委員

長・ブランヤー・マナーに引率せられて國王に謁し、革命運動の際不遜の舉措あつた點を深く陳謝し、國王の感情を和ぐるに努めた事實に依つても之を窺知することが出來やう。

さて恒久憲法は、暫定憲法とは大に異り、暫定憲法が國王の權力を極度に制限したのに反し、恒久憲法の規定は近世立憲君主國の範に則り、國王の尊嚴と大權の範圍も著しく回復せられ、又人民の權利義務に關する規定も設けられた。人民委員會及び内閣を合體した國務院の組織や人民代表議會の組織、議員の選舉等に關する條項等も設けられ、大體に於て穩健なる憲法であると認められた。新憲法に於て特に注意を惹いた點は、王族の政治不干與が規定されて居ることで、此の規定は國王の熱心な希望に基くものと傳へられて居る。

上述の様に恒久憲法に於ては、最初革命派が顯はした急進的なる主張の鋒銳がおさめられて、妥當穩健なる政治制度が創設せられることとなつたのであるが、

これは、一方に於ては急進派が、餘りに急激なる變革を齎すことに依つて、或は外國の干涉を誘致するに至りはしないかと危惧したことゝ、他方に於ては穩健派が事態を巧に誘導して急進派の主張を抑へるに努めて來たことに因るものである。斯くて總理・ブランヤー・マナー以下二十名の國務參議が親任せられて新制度の國務院が成立し、而して國務院はその施政方針を議會に提示して信任投票を得、茲に政情ひと先づ安定の形を得るに至つた。

三、政黨設立要望の傾向

六月革命に成功した人民黨は、其後人民黨協會なるものを組織し、各地方支部の設立を促進して、國民の政治教育普及に努力した。

人民黨は當初から其の力を政黨的活動に集中して來たのであるが、その人的構成から見ると、實際的に革命運動に參畫し又は之を直接支持して來た人達の一種

の權力的集團であつて、革命指導者としては、自己の權力維持の爲めには、少數同志の團體として置くことを便利とした。勢ひ眞個の政黨を欲する中堅層の連中は、前記の如く人民黨協會を結成して政黨要望運動に乗出したのである。

即ち同協會は、昭和八年一月三日、盤谷に大會を開催して、會則綱領を決定し、會員の結束を鞏固にして以て新憲法の下に行はるべき人民代表議員選舉に對する準備としての政治的活動を活潑にせんとした。

協會の主義主張の如きものは、人民黨の夫れと相異するものが無かつたのは當然である。人民黨の急進的なに對して、稍漸進的にして且つ國家主義的色彩を持つ一派の人々の間に、一月八日、國民黨なるものが組織せられ、之に對する政治的結社の許可が内務省に申請された。

此の一派のものも革命運動に參加した人々ではあるが、その總理ブライヤー・トナバニックは、曾て商務大臣カムベンベット親王の輔佐官たりしこともあり、革命後は

政府首腦部と幾分相容れずして稍失意の境地にあり、又副總理二名の一人スリビチャヤ夫人は、ブライヤー・マノー國務總理の甥ブライヤー・スリビチャヤの夫人であつて、而して此のブライヤー・スリビチャヤは平素人民黨に反対の口吻を漏らす程の人物であつた。又黨幹事長として専ら政綱等の起草に當つた者にルアン・キチックがある。同氏は佛國留學生出身にして、一時外務省に奉職し、後出で、タイマイ新聞主筆となつた人で、後年ビブーン政權確立後は、同總理のブレーントラストの一人となり、「國民信條」の指導精神を形づくつた程の國家主義的傾向を多分に持つて居る。

當時發表された國民黨の主張綱領は左の通りであつて、後年ビブーン政權下に作られた「國民信條」の個條を思はせるものがあり、キチックの思想を文字にしたものと認められる。即ち

(一) 國家の獨立と國民繁榮の擁護

(二) 政治科學の研究獎勵

(三) 政治的事件に對する會員の結束及び相互扶助

(四) 以上達成の爲の具體策として

(イ) 國防の充實 (ロ) 君主制下に於ける民主主義と憲法の擁護 (ハ) 宗教及教育の擁護向上 (ニ) 國家の傳統尊重 (ホ) 國產品獎勵及愛用 (ヘ) 產業の獎勵開發

當時の諸新聞は、「大政黨對立に依る政治運用の妙を説き、人民黨に對する國民黨の成立を歓迎する意味を論じたものが多かつたが、國民黨結社申請は、結局時期尚早の理由を以て内務省の却下するところとなつた。即ち政府首腦部は、彼等の權力の足場たる人民黨に對して反対の立場を持つが如き如何なる團體の出現をも喜ばざるが爲めに、國內事情は未だ政黨の成立を認許する時期に達し居らずと斷じたのである。政府の斯くの如き意圖は、其の後に於ける諸々の案件處理に依つても明らかに之を察することが出来る。即ち同年二月六日には宮内官吏の

政治的結社に關係することを禁じ、二月二十日には從來人民黨に參加を許容されて居た陸海軍人の參加が禁止され、同時に他の如何なる政治的結社への加入をも嚴禁されることとなつた。次で二月二十三日に至り國務院書記官長の告示を以て一般官吏の人民黨其の他政治的結社に加入することが禁止され、更に三月一日内務大臣は、一般官吏中現に人民黨協會役員たる者を除くの外、同會に入會することを禁ずる旨の告示を發するに至つた。

之等の措置は人民黨及人民黨協會の政黨的機能を滅却せしむる手段とも見ることが出來やうが、畢竟政黨組織は時期尚早とするの斷定にして、爾後は政黨要望の聲は稀に新聞等に表はるゝに止まり、之が實際運動は一時影を沒するに至つた。

四、四月反動政變

昭和七年十二月十日の恒久憲法發布に依り、政情は一時安定の形を呈したけれ

ども、其の後政黨要望と之に對する政府の措置等に就いても看取し得られるやうに、政府部内に於ける急進、穩健兩派の對抗は日と共に募り、此の對抗的情勢は何時とは無く外部にも反映して、政情不安が一般に危惧せられるに至つた。翌八年二月二十五日戴冠記念日に當つて避暑地ファヒンより首都に還幸を豫定されて居た國王は、不例の故を以て遽かに還幸を取止められて人民の不安に油を注ぎ、二月末から三月に入つては、東北部コーラート及び北部チューンマイ等に内亂勃發の噂さへ流布される有様となつた。

情勢斯の如くなるに方りて、急進派の首領ルアン・プラディッは、其の抱懐する經濟政策たる土地、產業及勞力の國有案（買上に對しては利附公債を附與）を人民代表議會に上程せんとした。此の案は國務院に於て多數穩健派の爲めに拒否せられたものであつた。其の頃から兩派の抗争は事毎に激化し、七十名の議員中プラディッ派に屬する三十名は、穩健派に對する戰法として、三月三十日議會に於て

豫算案審議方法に關し國務院不信任案的發議並に官吏政黨參加禁止は憲法違反なりとする發議を爲し、共に之を通過せしむるに至つた。

プラヤー・マノー總理を中心とする穩健派は、急進派がその巧妙なる議場戰術に依つて急進的經濟政策案の通過を計るやも知れざるを憂惧し、四月一日に至り突如緊急勅令を發布して議會を開鎖（解散に非ず）し、且つ國務院を解散すると同時に、別に緊急勅令を以て總理一名參議二十名以内の國務院を新に設け、又將來人民議會成立する迄は立法權は國王之を行ふことなし、以上の措置に抵觸する憲法の各條項は一時其の效力を停止せしめることを規定した。

此の緊急勅令に依つて出現した國務院は、プラヤー・マノーを總理とし、參議十八名中各省參議たるものは、主として舊政府時代の老成人物が任命せられた。ルアン・プラディッ以下の急進分子は全部一掃せられ、軍人派は無任所參議として残された。

・ プラヤー・マノー總理の非常手段をして成功せしめた動因は、ルアン・プラディックの抱懐する經濟政策は危険なる共産主義的色彩を帶び、その實施は明かに國の傳統を破滅せしめるものであるとする穩健派の宣傳が多數の支持を得たことにあつたと考へられる。

政争に破れたルアン・プラディックは、四月十二日離盤して佛國に亡命することになつたが、彼を埠頭に見送つた革命の父プラヤー・バホンは、彼と相擁して泣いたと傳へられる。蓋し情熱家バホンの純情の吐露であらう。

・ プラヤー・マノー新政府は、四月十日總理を委員長として十五名の委員より成る經濟委員會を設け、(一)農村金融、(二)土地、(三)漁業、(四)官營貯蓄銀行の問題に關する四分科委員會に於て、専ら穩健着實なる經濟產業政策の具體的實施案を調査立案せしめることとした。又内治に關しては、共産主義取締及治安維持の爲めに、危險思想取締法を公布し、プラディック經濟政策印刷物の發賣を禁止し、其

の他新聞記事の取締を強化すると共に政府要人等の身邊警戒をも嚴にした。又政府は、プラディック離盤の翌四月十三日、諸新聞記者を召集して、第一に急進的經濟政策を否定し、國務院の決議に係る豫算法を公示し、且つ八月頃人民代表議員選舉施行の準備中なる旨を聲明し、新政府支持の輿論喚起に努めた。

諸新聞の論調は新内閣に對して大體迎合的であつたが、心ある一部の人士中には、ルアン・プラディックの一派を排除する爲めに牛刀を用ひたるものとして、プラヤー・マノー總理の非常手段を難ずるものもあつた。加之議會の閉鎖は多數議員の不満を購ひたること當然であつた。従つて近き將來に於ける政局動搖の必至を豫想せしむるもの無きを得なかつたのも亦己むを得ざる所であつた。

五月十六日夜に至つて、盤谷市近郊陸軍射擊場附近に於て、秘密結社團の秘密會合中、警察隊の手入あり、陸軍小部隊までも出動して、首魁と團員二名が射殺され、其他團員の多くは逮捕せられた事件があつた。此の結社團は、始め邪教的

狂信者の集團であつたが、六月革命以來潛行的に政治的色彩を帶ぶるに至り、五月十九日を期して軍衙や兵器廠等の襲撃占領を企てたものといふことである。十六日夜の警察の手入の際は射殺三名、逮捕五十名に及び、内六名が叛逆罪として起訴せられ、大事を未然に防止するを得たのであるが、被逮捕者中には脱走現役兵もあつた。兎も角斯る不逞團の出現は、上記の如き政情不安を自家の野心遂行に利用せんとするものゝ存することを語るものとして注意を惹いた。

六月十六日ブラン・マノー内閣は人民代表議員選舉法改正を公布した。改正の要點は、舊法に於ては、大體人口十萬につき議員一名として、百二十二名（同數の官選議員あり）の民選議員を選出することとなつて居たのを改めて、新法に於ては、人口二十萬に對して一名とし、議員數を五十六名に減じたるにあり。之は議會操縱に便ならしむるに出でたものと認められた。

五、六月政變

昭和八年四月政變に依つて反動政府が樹立せられて以來、立憲諸制度の運用は停止せられ、茲に全く專制政治の昔に逆轉してしまつた。爾來政府は共產主義的危險思想の取締を名として、新に情報局を設け、警察部と連絡して言論の取締を極めて峻厳にした。又豫約された人民代表議員の選舉の如きもその實施時期の言明を避け、何時施行せらるべきやも全然豫想も出來ない状態となつた。斯る反動的政治情勢は、必然各方面的不平不満を募らせたのであつて、殊に舊議會の關係者、政權から驅逐せられたルアン・ブランディの同志達、又は政府部内に残つて目の當り反動内閣の行ふ所を見せつけられつゝある革命指導者達の憤懣は日を逐ふて激化するばかりであつたのは容易に想像せられ得る所である。會々四月中旬ルアン・ブランディの外遊を見送つて新嘉坡迄赴いたルアン・タサナイは、歸盤直

後急死して其の死因が不明であつたので、ブランヤー・マノー一派の手に依る毒殺ではないかと専ら噂せられ、反マノー派をして極度に憤慨せしめたのである。

情勢斯くの如くにして、何事か事件の勃發が危惧されつゝあつたのであるが、六月十四日に至り、革命運動指導軍人側の巨頭にしてブランヤー・マノー内閣に殘留したバホン、ソン、リッティ、サストラの四名は、突如革命一週年記念日たる六月二十四日を期して一切の官職より退くべき旨の辭表を公にした。四巨頭の辭職は痛く民心を刺戟したのであつたが、政府は其の辭職の理由を明かにせざるのみならず、其の理由公表を論求せるタイマイ及ネイションの二新聞を無期停刊處分に附した。又電車從業員其の他労働者の多數は六月十七日、十八日の兩日に亘つて示威運動を起し、前記四巨頭の私邸を順次歴訪して懿意復職を懇請するなどのことがあり、又他の労働者の團體は、ファヒンに避暑中の國王に對し、四巨頭の辭職不聽許を請願するの舉に出たものもあつた。右四名の連袂辭職は、軍部

巨頭間に反目があつたのを利用して、ブランヤー・マノー一派が苦肉の離間策を施した結果であると傳へられたが、何れにせよ、此の事件は少壯軍人や急進派の連中の不滿を爆發せしめずには措かなかつた。

果然六月十九日夜半に至り、無任所參議の地位にあつた砲兵監ルアン・ビブーク中佐は、海軍と共同して、兵を率ゐて先づブランヤー・バホン大佐邸に到り、警戒中の警察隊を逐ふてブランヤー・バホンに面接し、反マノー運動の總帥として出馬せんことを懇請して其の應諾を得たる上、一舉に主要な宮殿や中央諸官衙等を占據し、ブランヤー・マノー總理、ブランヤー・シーキサン外相、ブランヤー・ラヂヤ・ワングサン國防相等閣内首脳者を拘束して辭職を強要したのであつた。

續いて首領ブランヤー・バホン、ルアン・ビブーン及びルアン・スープ(海軍中佐)三名の連署を以て、ファヒン滯在中の國王に對し、陸海軍は議會再開の唯一目的の爲め、政權の強力把握を必要としたる旨並に國王に忠誠なるべきことを電奏す

ると共に、全國官吏に對し、舉事の理由を示して、平靜執務を續くべきことを命ずる布告文を發布した。二十日朝、各省次官を召集して新國務院成立迄政務を代理す可きことを命じ、又盤谷に於ける外國人系主要財界人を招致して、（一）反共産主義的經濟策の遂行、（二）從來の政府の債務繼承、（三）財界安定策の強行等を説明する所があつた。同時に各外國公使館に對しては、舊國務院解散の旨並に議會再開迄立憲的文武官が執政の責に當る可き旨を通告する口上書を送付した。

其の日午後ブライヤー・バホンは、人民議會議長チャオブライヤー・シータムマティペーッをファヒンに派し、國王に謁して議會再開請願書を捧呈せしめた。國王は直ちに二十一日附議會再開の詔勅を發し、同時にブライヤー・バホンを國務總理に親任した。

斯くて二十二日に至りて人民議會は再開せられた。ブライヤー・バホンは先づ信任投票を求めた上、（一）今回之の強力政變を合法化する法律案並に（二）四月一日附

議會閉鎖の緊急勅令廢止の法律案を提出して之を通過せしめ、ブライヤー・バホン自ら該案を携へて二十四日ファヒンに到り、國王に拜謁して裁可を經、直ちに公布の手續を取つた。同時にブライヤー・バホンは總理外十五名の參議よりなる新閣員名簿を捧呈し、二十六日附親任發令を見るに至つた。新政府は直ちに議會に對して革命の六大基本政策の強力實施、共產主義運動の絶滅、財界の安定を期する等の施政方針を示してその信任投票を得た。

以上は六月政變の概要であるが、此の間特に注意を惹く點は、武力が政變に對して決定的の支配權を持つと言ふことである。又前年の六月革命當時には、未だ勢力の中心からは稍々外づれて居たアン・ビブーンは、其の後砲兵監となつて、タイ國陸軍の最精銳部隊と謂はれた砲兵隊内に鞏固なる地盤を築き、更に今回のクーデター敢行前に於ける陸軍巨頭間の反目に乗じて、陸軍部内の他の諸部隊に迄勢力を扶植し、陸軍部内に於ける陰然たる一大實力者となり了せたのであつた

が、彼は此の實力の背景に物を言はせて今回の政變を指導し、才能の人と言ふよりは寧ろ仁德と情熱に依つて運動の首班に置かれる人と言はれるブラン・バホン總理に亞ぐの聲望と權勢を贏得するに至つたのである。

更に今一つの注意すべきことは、ブラン・ソンの態度である。同大佐はバホン大佐側近の同志として、六月革命に際しては陸軍側指導者中の最有力人物であつたが、革命成就後のブラン・マノー内閣にありては、思想的には寧ろマノーパ派に近き保守的傾向をさへ示し、四月反動政變に於ては、陰にブラン・マノーを支持したものと疑はれた程であつた。それからあらぬか、ブラン・マノー反動内閣に於ては、固と同志たる他の陸軍巨頭連とは常に反目の貌となり、今回の反動派打倒政變に當つては、局外中立の如き態度をとつた爲めに、ルアン・ビブーンをして失望且つ憤慨させたのである。後年ビブーン對ソンの執拗なる相剋から、終にはブラン・ソンの敗北となり國外亡命に迄發展するに至る素因が此處に

胚胎したのであつた。

非立憲的反動政府を打倒し了したブラン・バホン内閣は、銳意民心の安定と内政の刷新を圖つたが、當座は、再反動陰謀に關する風説頻りに聞え、明かに王族等の不平を反映するものと思はれたが、七月十七日に至り、ルアン・ビブーン及びルアン・スープ陸海軍中佐は、王族及前大官數名に對して連署の警告文を發した。それは政府の名を以て爲されたものでは無かつたので、被警告者は之に對して夫々釋明をなし、結局起訴に迄及んだものは無かつた。乍併當時の經緯から見て、爪哇亡命中のナコンサワン親王殿下と通謀して事を企まんとする所謂王黨派の策謀のあつたことは想像に難くないのであつた。新政府は在佛中のルアン・ブラン・ソンの材幹を素より高く購つて居たので、新政府に協力せしめる爲めに同氏を召還することとなり、同氏は九月一日佛國を出發して歸國の途に就いた旨、同日附を以て政府から發表せられた。又同時に政府は經濟改綱なるものを發表して

政府に於ては土地、労働者の國家管理の如き新制度を採用するの意思毫も之れなきことを明かにした。斯くて折角の立憲政治を一時でも逆轉した反動政府を打倒するといふ大義名分を掲げて敢行せられたクーデターの善後處置も大體その形を整へ得たのであつた。

六、十月兵亂

昭和七年六月革命以後に於ける兩度の政變と屢次の陰謀事件の後を承けて、昭和八年十月一大反政府兵亂が勃發した。此の兵亂は正しく内亂と稱すべき程度のものであつて、流血の慘事の程度から言つても、前年の六月革命や當年六月政變當時の騒動に比して遙に大規模のものであつた。即ち反政府軍は、元陸軍大臣陸軍大將ボワラデー^ク殿下を總帥とし、陸軍少將二名と同大佐一名を副將として、コーラート（盤谷北東二百六十四基米）師團兵千餘、アユチャヤー（盤谷北方七十

二基米）師團兵二百餘を合せて、盤谷近郊に進軍し、兩軍相戦ふこと三週間に亘り、戰禍はコーラート方面に迄波及したのであるが、叛軍は遂に敗れてボ殿下は佛印國境に遁走し事件の落着を見た。一時は政府軍も苦戦に陥つたこともあり、チヤクリー王朝創建以來未曾有の出来事であつた。

此の内亂は、久しき以前から計畫せられ、十月十一日早朝を期して盤谷に於てクーデターを敢行すると同時に、地方各地に在る反動系諸將をして舉兵せしめる手筈であつたといふことである。幸にして事は未然に發覺し、政府は盤谷市内在住の目ぼしき反動派領袖の多くを檢束し、各要所の警戒を嚴にして、盤谷に向つて進軍中の叛軍を邀撃するの手配を充分にすることが出來た。十月十一日コーラート不穏の報に接した政府は、取敢へず約三十名の憲兵小部隊を同地に急派したが、同日夕刻コ市^クの手前約八十基米のバクチヨン驛に於て、叛將ボワラデー^ク殿下の手兵に狙撃せられ、憲兵戰死一名、戰傷數名を出した。一方十二日未明アユチ

ヤー方面より南下した叛軍は、盤谷市北方二十基米のドンムアン飛行場を占領し、更に數基米首府に近いラクレー無線電信所をも占據して、政府に對峙の姿勢を取つた。政府軍は之に對して、砲火を以て威嚇しながら歸順を勸告するの態度に出たのであつたが、叛軍の背後を衝くため渭南河遡航を命ぜられた海軍の作戦に若干の齟齬があつたが爲めに、叛軍はコーラート軍の南下合流を恃んで降らず、遂に十三日夕刻から兩軍の間に激烈なる砲火を交ゆるに至つた。

然るに烏合の叛軍は、精銳なる政府軍の猛撃に抗することを得ず、十六日迄には遂にドンムアン飛行場を撤退して、漸次北方に退却し、ヌナム平原よりコトラート高原に越ゆるバクチョン峠の天險を擁して、乾坤一擲の最後の抗戦を試みたのであつたが、一と度び逃足立つた叛軍は、投降者續出するのみならず、山中の疫癆に仆るゝ者多く、其の間副將の一人プラヤー・シーシット大佐の戰死するあり、全軍意氣全く沮喪して、十月二十五日にはバクチョンを棄て、一氣に佛印國境

に近いウポン方面に逃走したがウポン駐屯の政府軍のために退路を絶たれてその大部分は投降し、爾餘は四散逸走し終つた。此の頃ボ殿下は遅早くも飛行機で佛印方面に遁走したものと信ぜられたが、投降者中には他の副將や領袖等も加はり居り、叛亂は大體鎮壓されたものと見られた。

以上は官叛兩軍交戦の概略であるが、斯る大事件を惹起するに至つた動機如何と言ふに、先づ今回の内亂に於て最も顯著なる事實は、有力王族が反政府軍の中心に居たことであつて、その事實丈けを以てしても、今回の叛亂の重大性を想像することが出来ると思ふ。即ち四月の反動政變に於て反動派が實力を以て革命派より政權を奪回して以來、庶政甚だしく反動的となり、憲法は實質的に停止せられ、王族政治時代の甘夢を忘れ得ない王黨派と革命派にこゝろよからざりし一派とは、俄に羽根をのばすに至つたのであるが、彼等は餘りに有頂天になり過ぎたが爲め施政機宜を失し、遂に六月のクーデターに依り忽ちにして革命派の爲めに

一掃せられることとなつた。茲に於て保守派及王黨派は何等かの機會を擱んで報復せんが爲めに、窺かに其の機を窺つて居たのであつて、當時の情勢から言へば、反動派の事を起すことは單に時機の問題に過ぎざるものと思はしめるものが有つたのである。

ボワラデーヴ 殿下はラーマ五世王の一王弟の長子である。名門の故を以て年少にして北泰チエンマイの副王となつたが、其後第六世王の治世の後半より第七世王の治世に亘つて最も權勢を恣にせるナコンサワン親王に用ひられ、同親王が陸軍大臣より内務大臣に轉じた後を承けて陸軍大臣となり、軍部内に不拔の勢力を扶植するに至つた人物である。中々の野心家で、昭和七年六月革命の當時には、陰に革命派の後楯となり、第七世プラチャーティボック王の出方如何に依つては、自ら王位を窺ふ如き深謀を有すとすら噂された程であるが、爾來革命政府の施政は多く己の志す所と背馳し、四月反動政變成功の當時は稍爲す所あらんとしたが、忽

ちにして六月政變となつて再び希望を失ひ、甚だ焦慮の裡に居つたのである。而して前年六月革命當時第一師團長として革命派に聽從せざる爲め負傷した唯一の軍人たるブランヤー・セーナー少將は、其の後國民黨組織の願望も容れられずして失意の裡に居つたが、其の一派は、反政府的立場に於てボ殿下と相通するものがあつて、相互に氣脈を通ずるに至つた。

六月革命の結果爪哇に亡命した王族最高位のナコンサワン親王（七世王の異母兄）は、本國に居残れる多數王族の新政府に對する反感を代表して反政府思想を鼓吹し、或は進んで其の運動をさへ暗示して居たのである。又六月政變の結果彼南に逐はれた反動派領袖のブランヤー・マナーの一黨は、猶ほ多數本國に殘存して居るのであつた。例へばブランヤー・ソンスラデッヂの如きは四月反動政變以來ブランヤー・バホンと宣しからずして却つて反動派に左袒し、陰に其の舉事を助け、ブランヤー・マナー反動内閣の一時的成功の間に於て軍部内に勢力を張るに努め、六

月政變に依つてブランヤー・マナーの失脚すると同時に英領馬來に出遊した。併し現役及退役の軍人中には彼の心服者も鮮からずして、何れも皆新政府に對して反感を抱いて居つた。此等雑多の分子の間には、思想的に又動機的には若干の距りはありながら、反政府と言ふ一點に於て相通するものがあつたので、それらが一時相合して、王兄ナコンサワン親王の出資に依つて事を擧げたのが今回の内亂である。

ボワラーデー殿下舉事の目的が自己の野心達成にあつたか、又は單に民主的新政府に反対する王黨派の擡頭にあつたかは、暫く斷せずとしても、内亂進行中に於けるブランヤーティボック王の態度は最も興味あるものであつた。兵亂勃發の當時七世王はファヒンに避暑中であつたが、十月は佛教上の重要な儀式カティン祭の舉行せられる月であるから、此の儀式を親裁するため十月十一日盤谷還幸が豫定されて居つた。然るに同王は病氣と稱して還幸を取止めたのみならず、當

時盤谷附近に於て政府軍對叛軍の交戦中であつたとは言ひながら、却つてファヒンより南下して英領國境に近きシンゴラに走つたのである。斯の如きは國家の危急存亡の秋に處する主權者の行動として不可解極まるものとして心ある者の鬱蹙を購はざるを得なかつた。國王の斯の如き態度は、常に側近にありて國王を牽制しつゝあつた王岳父スマスチー親王の極端なる固陋保守的な性格と照合せられて、國王や王岳父がボワラーデー叛軍と一脈相通するものがあつたのではないかと想像されたのであつた。

然るに叛軍が交戦當時發表した對政府要求中には

- 一、立憲君主政體の維持
- 二、憲法の擁護、議會政治の確立
- 三、文武官の政治不關與
- 四、官吏制度の公平化

の如き條項を含んで居る所を見れば、革新政府反対の叛亂を起した一派といえども、立憲政治の不可避は之を認めて居たのである。従つて立憲政治の思想が漸次國內に普及理解され來つたことは想像に難くないけれども、さればとて叛亂の鎮定に依つて政情が全く安定を得たものと言ふことは出來ない。投降者の處分が將來政治不安の種を播くことあるべきのみならず、海軍部内及び陸軍部内には、叛軍討伐に充分の協力誠意を示さなかつたブランヤー・ソンスラデッヂの心腹者が有り而して新政府部内の實權者ルアン・ビブーン一派のブランヤー・ソンに對する反感不満が有り、これ等は皆今後の政情不安を招來する有力な因子となるべきことは否定出来ないものがあつた。

又今回の兵亂に當つて、英國が叛軍に或る程度のモーラル・サポートを與へたと言ふことが頻りに取沙汰された。前年の六月革命以來、新政府は英佛勢力の羈絆を脱せんとして、兎角日本にたよらんとするかの態勢を示し來つた幾多の事例

に鑑み、英佛等は新政府の爲す所を擇ばず、反動的王黨一派に同情的となるのは自然の數であらうと推測するに止め、此所に多く説くことを遠慮しやう。

ブランヤー・バホン政府は叛亂鎮定後治安維持と財界安定の爲めに銳意善後措置を講じた。先づ十月二十九日、特別裁判所設置の法令を公布して、叛亂關係一切の公訴事件の審理に當らしめることゝし、次で十一月六日には叛軍の總帥ボワラデーッ殿下以下首領二十四名の位階官職を褫奪し、各地に監禁中のもの三百七十一名中罪状重きもの百二十六名を除きて其の他は皆之を釋放し、此の百二十六名を罪狀に應じて十二組に分ち、順次迅速に審理を行ふことゝした。第一組中シチボン殿下、ブランヤー・チンダ少將、ブランヤー・ソンアクソン大佐は夫々死刑となり、其の他は多く無期徒刑以下の重刑を課せられた。

政府は更らに反動派絶滅の爲めに、王叔ダムロン親王、王岳父サワット親王等の如き國王側近の最高王族の逮捕をも計畫したのであるが、兩親王は十一月及十

二月中に夫々出國して難を英領馬來に避けた。

政府は又十一月五日附憲法擁護法を、十一月十七日附兵器取締法を夫々公布施行して反動派の策動防止に努めた。前者は憲法政治に關して國民の不安をかもすが如き行動あるものに對する嚴罰主義に依る各種罰則を規定し、且つ危險人物の居住地制限の如き、一種の保安條例風の規定を包含して居る。後者も武器銃器の取締に關して各種の嚴重規定を設け、嚴罰を規定した。斯くて治安の略ぼ回復するに及びて、十一月二十三日、盤谷及びアユチャヤーの戒嚴令を解除し、又十二月十九日以後新聞検閲を取止むるに至つた。

政府は又新選舉法に據つて、十一月より十二月にかけて人民代表議員選舉を行し、七十八名の民選議員が選出せられて新議會が召集せられた。プラヤー・バホン總理は十七名の參議より成る新内閣を組織して、十二月十八日議會の信任決議を得た。曩に四月政變の當時から、政府部内及軍部に於て、鞏固なる實力的

盤を築き來つたルアン・ビブーンは、新内閣に於ては無任所參議として、表面的には未だ内相ルアン・プラディイの下風に立つて居た。

議會は十二月二十五日プラディイ政策調査の爲めに、ワントワイ殿下を委員長とし、タイ人三名及び外國人法律顧問二名を以て構成する委員會を任命したが、その調査の結果、プラディイ政策は何等共産主義的思想を含むものに非ずと決定され、其の後同委員會報告書は、昭和九年三月十八日人民代表議會本會議に於て採擇承認せられた。

以上の如くにして一般政情は外面的には安定するを得たのが、此の間、昭和九年一月國王は病氣靜養を名として外遊を仰出され、同月八日人民議會の承認を経て王叔ナリスト親王を攝政に任じ、越えて十二日丁抹船に塔じて盤谷を出发し、先づ佛國に入り其の後英國に渡つた。

十月兵亂當時に於ける國王の態度が疑惑的となつて以來、國王對政府の問柄

は必ずしも圓滑とは言ひ得ざるものがあつた。此の兩者の間の微妙なる空氣は、遂に國王をして外遊を決心せしむるに至つたものとも解せられるのであつて、政情の外面的安定の半面に於て、尙甚だ不安なる暗流の存することを否むことは出来なかつた。

七、ナイ・ウタイ事件

昭和九年四月一日未明、ブラヤー・バホン内閣顛覆陰謀事件が檢舉せられて、連累者約百名が逮捕せられた。此の陰謀計畫には日本人某の郊外別宅が密に使用せられたとも傳へられた。

此の陰謀團の一味は多くは新聞記者等を中心とする王黨派であつて、新聞記者上りのナイ・ウタイなる人物を首領とすると稱せられた。此の一味は同年一月頃から秘密に集會を重ね、四月一日未明を期してクーデターを斷行せんと企てたも

のであるが、加擔者中にはさしたる有力者もなく、黒幕關係も判然しないものであつた。併し四園の事情から推して、當時漸く勢力を把握し來れるルアン・ビブーンに對して個人的反感を有するものどもが相合して事を擧げんとしたものらしく、從つて加擔者は烏合の衆の觀あり、自然容易に檢舉せられるに至つた次第であらう。

八、八月事件

昭和九年八月に至つて、五日、十五日、十七日の三回に亘り、政府倒壊陰謀の容疑人物約三十名を逮捕し、内十三名を起訴した事件が起つた。先是、同年六月頃から、ブラヤー・バホン内閣首脳者を暗殺して反動政府樹立を企て居るものありとの風説が頻りに行はれた爲め、政府は嚴重に警戒し來つたのであるが、八月中に逮捕せられた者は、此の二三ヶ月以來の風説に關係を有する分子と見られた。

一味の内には、退役及び現役の陸海軍々人の外、王叔ラングサ親王の息二名をも含んで居た。然るに政府は陰謀の動機並に主要人物の系統等に關して、何等公表する所が無かつた爲め、事件に關連して種々の巷説を生むに至つた。王族の連座は這回の陰謀が王黨派と連絡があることを容易に想像せしむるのである。現役軍人の加擔者多數ありたる事實は、軍部内に於て勢力漸次増大しつゝあるルアン・ビブーン一派に稍専横の態度ありと爲して、之に對して反感を抱くものありとの噂を想起せしめるものがある。

又當時内相ルアン・ブラデイは病氣引籠中であつたが、這回の陰謀團中には、同氏の一味も加はつて居たので、その處分緩和方に就て策動し、ルアン・ビブーン一派と衝突した結果、病氣と稱して引籠つたのであるといふ風説も行はれた。ルアン・ブラデイは聲明書を發して斯る巷説を強く否定したが、斯くの如き風説を生むに至つた所以のものは、前述の如きルアン・ビブーンの勢力増大と専横傾

向に對し、ルアン・ブラデイの如き自由主義的文治派の頭目が不満をもつ様になつた事情があることを想像することが出來やう。勿論當時に於ては、外部から事態の真相を的確に把握することが出来る譯のものではなく、又要路の大官中にはルアン・ブラデイの誠心誠意政府支持の心事を保證した者もあつたとのことではあるが、前記の如き噂の温床として、革命派内に於ける武斷、文治兩派の対立が當時既に表面化せんとする程度にまで立ち到つて居たであらうことを探察し得るのである。

夫れはさて措き、今回の陰謀が、反動派の執拗なる反政府運動の一つであることはだけは確かである。

尙當時新聞の取締は極めて嚴重であつたので、本件に關する紙上の報道は甚だ稀であつたが、政府系ネイション紙の如きは、非合法手段に依る政治的陰謀は非立憲的なるものゝ極であるとなし、政府を支持すると同時に國民に對して警告的

の論調を示した。而して一般的印象としては、タイ國の國內情勢は今や非合法運動の成功をして甚だ困難とならしめつゝあることを國民に知らしむるものがあつた。

九、國王退位問題

昭和九年十月末頃、當時病氣靜養の爲めと稱して滯英中であつた第七世王、プラチーティボック陛下が退位の希望を有せらるゝ旨頻りに傳へられ、英國よりの本件に關する報道中には、タイ國軍部が國王擁護派と反國王派の兩派に岐かれ、相對峙して内亂の惧もあり、結局共和制と成るを免れざるべしとの極端なる觀測をなすものすら有るに至つた。

國王は、昭和七年六月革命當時革命派が王室の秕政を極論して以來、新政府に對して甚だ快からず、其の病弱と王儲無きの故を以て、永く在位の意思なき旨を

屢々表示して來たのであるが、昭和九年始渡歐の時から胸中既に退位の決意を固めて居たのではなかつたかと後より考へらるゝ節が有る。

國王をして遂に退位の決意を表明せしむるに至つた直接の動因は、種々の立法及び王室財産の處分に關する議會及び政府との衝突であつた。即ち昭和九年中開會の議會は、(一)私有財産相續及相續稅法、(二)刑法、(三)刑事訴訟法及び(四)軍刑法の各改正案を可決したが、右の諸法案に就ては、議會と國王との間に意見の相違が有つた。(一)に就ては國王私有財産に対する課稅問題を繞ぐりて、又刑法等改正法案に關しては、死刑執行には、其の都度國王の裁可を要する在來の規定を廢する點に於て、國王は議會を通過した法案の規定を不可となした。依つて攝政は國王の意を體して議會通過の法案に裁可を與へなかつたに拘はらず、議會は憲法の規定を楯に原法案を再通過して、遂に法律として之を公布した。此の一事は甚しく國王の感情を害せざるを得なかつた。又第六世王が、生前寵臣に對し

て特別年金及財産下賜を約せられた儘突然崩去せられ、第七世王となりても前王の約束の履行せられざりしものがあつたのであるが、是等恩賜の約を受けた人々が、此の頃に至りて宮省内帑局を相手取り、年金未拂分の請求訴訟を起すに至つた事件があつた。本件が若し内帑局の敗訴となつたならば、甚しく國王の面目をきづくるは勿論、國王の財産處分の問題にも直接影響するものである爲めに國王は甚だしく本件の提訴を不快に思はれ、政府に對し何等かのインフルエンスを用ひて國王側に有利の處置を求められたのであつた。然るに政府は之に對して裁判の事は政府の干涉の外に在りとして、國王の要望に副ふべき態度を執らなかつたので、國王の不滿は一層激化されたものと考へられ、是等の不快な事件が國王の退位決行の最も重大なる近因となつたものと見られた。當時國王は在佛公使ブラン・ラチワーンサンを通じ、バホン政府に對して、（一）王義兄殿下（ボワラデーッ叛亂に連座の被疑者）を處罰せざること、（二）近衛兵を解散せざること

並に（三）宮内官吏の任命権を國王に保留することの三ヶ條の要求を提示し、若し容れられざるときは歸國せざるべき旨を傳へて來たのであつた。然し右三ヶ條の要求は、國王の外國淹留又は退位といふが如き重大問題を決するべく餘りに輕微な問題といふべく、退位の真相は寧ろ國王對議會及び政府の甚しき不和と國王の退位希望の強度にあつたといふべきであらう。乍併政府としては、外遊中の國王と本國政府との不和關係が外國の對タイ印象を悪化せしめ、當時既に倫敦に於て生じつゝあつたタイ國公債市價下落の傾向が一層強化せんことを極度に惧れ、國王の信任厚き人民代表議會長チャオブラン・シータムマティベー、國務院書記官長ルアン・タムロン及び外務參與官ナイ・ディレックの三名を十一月英國に特派し國王の還幸を請はしめたのであるが、政府の努力も遂に國王をして翻意せしむるに足らず、昭和十年三月二日國王は遂に退位の詔勅に親署され、人民代表議會は故王兄マヒドン親王の長子にして當時瑞西留學中のアーナンタ親王（當時十歳）を

國王として推戴す可きことを承認し、茲にアーナンタ・マヒドン親王はラーマ第八世王として即位され、同時に新王の幼年且つ在外中なるに鑑み、攝政會議を置くこととなつた。斯くして退位問題は一應落付く處に落付いた譯である。

六月革命の成果は、事前に企圖されて居たかと想像せられる共和制の採用や財産の國家管理といふが如き過激なるものとは大に掛け離れた寧ろ頗る微溫的なものであつて、從來の君主制の下に單に議會制度を採用する憲法を發布したに過ぎぬものであつた。國王の私有財産を始め、反政府運動に連座して國外に亡命した王族連の私有財産の如きも全く手をつけず、是等の巨額の財産から生ずる收益は何等支障なく在外の所有者に送付されることも看過されて居たのである。革命新政府の此の種問題の處理は甚だしく妥協的消極的であつて、最初の革命宣言に見られたが如き軒昂たる意氣は何所にも見られない。斯る點にタイ國革命の特質乃至タイ人の性格や心理状態などが見られる様な氣もする。されば第七世王と政府

との間に問題を發生するに至つた動因も、タイ國の革命其のものゝ特長の中に在ると思ふ。

一〇、バホン政權よりビブーン政權確立迄

新王の即位と共に政情は一と先づ安定を見るに至つたのみならず、六月革命以來既に三年を経て、立憲制度の基礎も大體確立するに至つたものと考へられるが、重大なる反動陰謀が跡を断つ半面に於て、政府部内異分子間の相剋抗争が、漸次激化するの傾向を示して來た。過去に於ては、急進派と穩健派との抗争が、屢々大規模の政變に迄發展した事例を見たが、是等の抗争に於ては、穩健派が非立憲的反動分子たる王黨派と合作するを常としたが爲めに、大義名分的に急進派の爲めに勝利の機會を作る結果となり、兩派の抗争は一掃せられるに至つた。

次には武斷派に對する文治派の抗争が看取せられるに至つた。文治派の指導的

立場にあるものは内相ルアン・プラディックである。既説の如く彼は六月革命當時政治問題乃至法律問題の解決を引受け最も活躍し、實力的指導者たる武斷派に對して陰然たる一大勢力となり、數次の政變毎に巧妙なる要領に依つて次第に軍部内に地歩を固め遂に軍部の實權者となるに至つた（國防相ルアン・ビブーン（昭和九年九月國防參議に親任せられた）一派の武斷派に對抗した。爲めに兩派の間に政策問題等に關して深刻なる抗争の行はれた事實が外間に漏洩する事例すらあつたのである。ルアン・プラディックは昭和十年八月渡英して外債の低利借替に成功し、翌年始歸國と共に外務參議に轉じて條約改正事業に専念し、稅權及び法權の上に尙ほ或種の制限（偏務的協定税率、專賣禁止の規定並に移審權）を加へて居る舊條約を全廢して、完全なる平等條約を締結するに成功した。然るに彼が是等の成功によりて得意の境地に陶酔して居る間に於て、ルアン・ビブーン大佐は軍部の實權を掌握して政府部内に於けるその地位を確立することに努力したが爲めに、ル

アン・プラディック一個の力を以てしては、文治派として到底ルアン・ビブーン一派に對抗し得ざる情勢を馴致するに至つたのであつた。

然らばルアン・ビブーンは如何にして其の地歩を築いたか。

試みに六月革命當時には未だ比較的あらはれなかつたルアン・ビブーンが、多數の先輩をぬいてブライヤー・バホンの後繼者となり、昭和十三年十二月國務總理として所謂ビブーン政權を樹立するに至つた跡を回顧して見やう。

ルアン・ビブーンが六月革命以來終始ブライヤー・バホン派の領袖として、一貫してブライヤー・バホンを支持し來つたことは、數次の政變に於ける彼の態度によつて之を看取し得るのであるが、彼は、ブライヤー・バホン總理の性情極めて恬淡にして政治的野心の少いのに乘じて、軍部内に於ける自己の實力擴張の爲め断えず用意を怠らなかつた。従つて其の間に於て多數の敵を作ることを免れなかつた。

昭和十年二月二十三日、ルアン・ビブーンが軍人フットボール競技會に臨席中

狙撃せられた事件があつた。其の場で逮捕せられた犯人の自白に依りて、ボワラ
デーッの十月兵亂當時叛軍に加擔して處刑せられたものゝ一味が、プラディック、ビ
ブーン、アドゥン（警視總監にしてビブーンの股肱）等を暗殺してプラヤー・バホ
ン内閣を打倒せんとする反動陰謀團の使嗾に依ることが判明したのであつたが、
尙ほ黒幕には軍部内の有力者が存在することも噂された。

次で八月始、陸軍部内に於ける不穏分子策動の事實暴露せられ、十五名の現役
軍人が檢舉せられた。被檢舉者が各地の軍團に散在して居た事實から、その策動
が相當廣範囲に亘り、且つ有力者の系を操るものあることが想像せられた。當時
外遊の途に上つたルアン・プラディックがその黒幕に關係あるかに風説せられたが、
之は根據なき巷説なることが判明した。革命元勳の一人プラヤー・ソンの態度は
過去に於て屢々不審を抱かれたが、今回も同様に疑惑を招くものがあつた。爾來
ルアン・ビブーンは常にプラヤー・ソンに對して警戒を怠らず、排斥の機會を窺

ふに至つたのである。蓋し陸軍部内に於ては尙多數のソン支持者あり、諸新聞も
プラヤー・バホンの後繼者として彼を話題に上すものある有様であつたから、ル
アン・ビブーンとしては同人の存在を喜ばず、況んやプラヤー・ソンに不審の態度
あるに於ては、尙更何等かの機會に之を排除せんことを期したのは當然であらう。

同年八月十二日、攝政首座アヌバタナ殿下の自殺事件が突發して世間を聳動せ
しめたが、該事件に關連して種々の憶測行はれ、政界に暗雲を投するに至つたか
ら、政府は開會中の議會に事件の眞相を發表した。右に據れば、同殿下は英國淹
留中の前國王から親しくその財産管理と盤谷に在る諸王族の保護を委嘱せられ居
りながら、政府の思惑を慮りて態度の判然を缺くものがあつた爲めに、諸王族殊
に王祖母の非難を蒙り、懊惱の結果自決されたものであるといふことである。兎
に角斯る出來事は結局革命當時からの王族に對する措置振に基因して居るのであ
つて、第七世王の退位問題と相通するものがあり、當時の政情を語る一材料であ

らう。

越えて昭和十一年二月、國務院の改造が行はれて、重要な閣僚の更迭があつた。文治派の統領ルアン・プラディックが外務參議に轉出したことは前にも觸れたが、同氏は十年八月以来歐米視察中、外債借替に成功して可なり得意となつて居り、歸國直後、條約改正の重大使命を有する外務參議の要職を自ら買つて出たのであるが、一方表面にはプラヤー・バホンを推し立てながら、事實上閣内の支配勢力となりつゝあつたルアン・ビブーン國防相は、自己の勢力系統に屬する國防省經理局長ボリバン大佐を經濟參議に推し、又農務參議には革命元勳プラヤー・リッティ大佐を据へた。リッティ大佐は、六月革命當時バホン及びソンと共に最高指導者の立場にあつたのであるが、元來實力の無い毒にも薬にもならない人物であつたので、革命成就後は餘り重要な地位を與へられなかつた。斯くしてルアン・ビブーンは、革命政府の公約中最も重要な産業開發、農村救濟、經濟發展等に緊密

なる關係を有する經濟省と農務省とに、夫々自己の勢力直系の人物及びロボットの人物を配して經濟政策遂行に積極的に乗り出し、一般内政方面に其の勢力を伸暢せんと努むるに至つたのである。爾來紡績工場、製紙工場、精油工場等が國防省直營の下に次ぎ／＼に設立せられるに至つた經緯も自ら諒解出来るのである。當時閣内に於けるルアン・ビブーンの地歩が如何なるものであつたかを語る挿話がある。昭和十二年二、三月中開會の人民議會に提出された豫算案に於ては、歳出總額一億四千萬銖の内、國防費は二割四分を占め、前年に比し約一割五分の増額を示した。之に對し議會に於ては、經濟產業部門に多額の經費を要する際、過大な國防費を要求するの誤れる所以を痛論したものが有つたが、溫厚なるプラヤー・バホン總理の取成しに依つて豫算案は漸く通過することを得た。然るに右の如き議會側の態度に不満を感じたるルアン・ビブーンは、少壯有能の股肱プラユーン少佐(其の後大佐)をして、三月十七日ラヂオ放送に依り、國防策に無智なる一部

議員等が無用の議論を上下して軍政を棄すの不可なるを論じ、國民は斯る議員側の言議に惑はざるゝ勿れといふ趣旨の警告をなさしめた。更に三月十一日に至り、自ら國防充實の必要を力説せるラヂオ放送を行つた。此の放送中、日英兩國が衝突するが如き場合、日本軍は先づ英領馬來を侵略すべく、此の場合直にタイ國の中立が侵犯されるに至るであらうとの言辭があつた爲め、日英兩國公使の抗議を受け、又前回の放送者ブラン少佐は、軍事視察を名目として急遽渡歐するなどのことがあつたが、閣内に於けるルアン・ビブーンの立場や勢力の如何は、右の如き彼の造口に依つても略々想見され得るであらう。議會中心の立憲制度確保を以て生命とする文治派の反抗とも見られ得る言動の如きは、革命政府の實力擁護者を以て自任する武斷派の頭目として、之を眼中におかざるの態度をとり得る程の力をルアン・ビブーンは握るに至つたのである。

此の頃政情は表面極めて安定の姿勢を續け、十二年五月中、人民代表議員ナイ・

タイ外五名は人民黨、又同じくブラ・チャラム外二名は勞働黨と稱する政黨の結成を企て、正式に内務省の許可を申請したが、時期尚早の故を以て不許可の決定指令を受けた。併し反政府的陰謀事件の如きものは全く無くなつた。當時諸外國との間に新條約締結商議が續行中であつて、反政府運動の勃發は當然外國の印象を害し、條約商議上タイ國の立場を不利ならしむ可きを惧れた政府が、不穩分子の取締に非常なる努力を拂つた結果であると認められる。

然るに新條約締結商議も大體目鼻附きたる昭和十二年後半に入るに及んで、多數の政府高官が、王室財産の不正拂下に關與せるの疑ありとの議會に於ける一議員の質問に端を發して、政界に動搖を來たし、遂にルアン・ビブーンの單獨辭表提出となり、引續いてブラン・バホン内閣及び攝政會議共に辭職するに至つたが、結局前閣員中王室財産たる土地の拂下を受けた二、三名を除きて、ブラン・バホン總理の内閣再組織となり、又三名より成る攝政會議も亦其の儘居坐はる。

こととなり、結果から見て議會の主張は通らなかつた譯で、畢竟武斷派の勝利と見られ、ルアン・ビブーンの立場は一層強化せられたと觀測されるのであつた。即ち議會を厄介物視せるルアン・ビブーンは、議會に於て王室土地拂下問題が議論せられたるを利用し、先づ自ら單獨辭表を提出することに依りてプラヤー・バホン内閣を瓦解せしめ、混亂せる政情の推移の裡に數ヶ月後に来る可き民選議員總選舉直後に於て、自ら内閣の首班として立ち得る可能性の有無を打診せんとして打つた芝居が、即ち今回の内閣改造劇であるといふものもあつた。其の當否は別として、政治上に於けるルアン・ビブーンの大望と實力が確實に認識せられるに至つたのは事實である。

昭和十二年十一月舉行の總選舉に依り新に九十一名の人民代表議員が選舉せられた。翌十二月新議會の成立と同時に、プラヤー・バホン内閣は一應總辭職し、内閣再組織の大命を拜受せるプラヤー・バホンの新内閣は直に議會の信任決議を

得ることが出来た。新内閣は人民代表議會議長チャオプラヤー・シータムマティベークを司法參議に、又數ヶ月前王室財產拂下問題に關連して内閣を去つた元農務參議プラヤー・リティを再び農務參議として迎へた外、他の閣員全部再任し、プラヤー・バホン總理の在る限り、政情の波瀾無かる可しことは見られたが、他面閣内に副總理を置きルアン・ビブーンを其の地位に据へんとする論議も屢々行はれ、又プラヤー・バホン總理自身も常に辭職靜養を欲するの意圖を洩らすに至つた形勢に鑑み、プラヤー・バホンの引退はもはや時機の問題のみと見られるに至つたことは注意せられた。

一方條約改正の大事業完成に氣を良くしたルアン・プラディッハは、常に議會に據つて立憲制度確保の爲めに、常に文治派的立場を闡明するに努め、昭和十三年六月暫定憲法發布記念日に際しては、ラヂオ放送を以て、立憲政治の精神顯揚の必要を強調し、議會政治に依る法治的施政の實を擧げて以てタイ國の國際的地位向

上を期するの肝要なる所以を説いたが、此の放送演説は、兎角議會を無視せんとする傾向ある武斷派に對する一種の反駁とも見られたのである。

之に對して、文官出身にして熱烈なる國家思想を抱き、ルアン・ビブーンのブレントラストの有力なる一人たるルアン・キチ（無任所大臣にして文部省文藝局長）は、七月中チューラーロンコーン大學に於ける最近國際情勢と題する講演に於て、在タイ華僑を獨逸に於ける猶太人にたとへ、タイ國を害する身中の虫となし、今にして其の勢力を割減するに非ざれば、タイ國の將來に取り由々敷問題を招來するであらうとの意味を述べたので、各方面の批評かまびすしく、遂に議會の問題とまでなり、キチの言論に關して政府の責任を問ひたる一議員は同僚の爲めに議院構内の池に擲り込まれるといふ椿事件さへ惹起した。この事件は微妙なる華僑問題の政治問題化することを極度に恐れる政府の工作に依つて、有耶無耶の裡に葬られ、幸にして之れ以上表面化するに至らなかつたが、要するに此等

は前にも言及した如き政府部内異分子間の相剋を語るものであらう。

十三年九月、議會は豫算案審議に關する議事規則改正案を上程し、政府の反対ありたるに拘はらず第一讀會を通過せしめた。仍つてバホン内閣は總辭職に決し攝政會議に辭表を捧呈したが、年末に豫定された幼王の歸國を前にして内閣交迭を見るは穩かならずとの理由に依り、辭表は却下せられた。茲に於て政府は議會の解散を奏請し、九月十一日解散の旨發表された。議會の解散は議會創始以來の事として注目を惹いたが、一種の政情不安を齎したことば否定し得ない情勢であった。

九月三十日に至りて、リッティ農相辭職して翌日英領馬來に向つたと傳へられたが、之は同參議在官中の收賄嫌疑に依るものと噂され、續いて十月三日には約十名に上の高官が政治上の嫌疑の故を以て檢束せられた。リッティ大佐は、革命元勳の一人としてバホン總理と並び稱せられながら、從來比較的重要の地位には居

らなかつたのであるが、後進ルアング・ビブンの擡頭に對しては若干不快の念なきを得たりしものゝ如く、自然ビブン派の一有力者と見られるに至つて居た。彼の馬來方面亡命と其の直後に於ける大官檢束とは、正しく反ビブン分子一掃の強行措置と見られるものがある。

更に越えて十一月 日に至り、ルアング・ビブン國防相が、其の雇用する自動車運轉手の爲めに狙撃せられた事件が突發して世間を驚かせた。同月十二日には總選舉が施行せられ、又十五日には國王の還幸を迎ふることとなり居る際のこととて、反ビブン派の策動として噂とりゝであつた。

斯る情勢の儘十一月十二日には總選舉が施行せられ、翌月十日新議會の成立と共にビヤ・バホン内閣は一應辭職することとなつた。後繼内閣首班に付ては、人民代表議會議長と前内閣首腦部との間に種々折衝あり、ビヤ・バホンは病氣を理由として辭意を翻さず、結局ルアング・ビブンが議會の推薦によりて、十六日組

閣の大命を拜受するに至つた。

ルアン・ビブーンの組閣にあたり、ルアン・プラディッ外相、チャイヨット藏相及びタムロン内相は何れも引退の意を表明したが、ビヤ・バホンの熱心なる斡旋に依り、ルアン・プラディッは藏相として、又ルアン・タムロンは法相として止まることに決し、チャイヨットのみは辭意を貫いた。外相にはチャオプラヤー・シタムマティベーッが法相から轉任し、總理自身は國防及び内務の兩大臣を兼攝し、無任所大臣たる股肱の人物を副大臣として兩省に置いた。茲に於てルアン・ビブーンは獨り軍部の實權者たるのみならず、内相として全國の警察權をも握るに至つた。加之彼は先輩格とも見らるゝ相當有力なる無任所大臣を罷めて、自家勢力範圍内の少壯文武官を無任所大臣に新任し、其の或る者を、彼に比較的縁遠き人物が大臣たる省の副大臣の地位に配置するの用意をさへ忘れなかつた。されば新内閣の性格は、明かにルアン・ビブーン獨自の支配を確保するものとなつた。從

ルアン・プラディックが藏相に轉じたるは、豫算編成に際して國防費豫算の膨張を阻止し、搦め手からビブーン總理の專横を牽制せんことを期するに出でたものとの噂もあつた。然るに其の後の經過に徴するに、ルアン・プラディックは事毎にルアン・ビブーンの後塵を拜せざるを得ない状態となり、兩者の政治的勢力は、革命當初に於ける夫れと全く逆轉の形を呈し、革命後五年半足らずにして、茲にビブーン政權なるものが樹立せられるに至つた。一時は隆々の勢力を占めてプラヤー・バホンの後繼者と目せられたルアン・プラディックも、税制改革などに於て其の法制通的才能を發揮することに依つて僅に鬱を遣り、時勢の非をさとつて表面は政治に野心なき姿勢を示す様になつて來た。

一一、ビブーン内閣成立後の政情とその政策

ルアン・ビブーン内閣は昭和十三年十二月二十日成立したが、恰も新國王即位

後始めて歸國中にて、宮廷其他に於ける各種の儀式祝典が續行せられつゝあつたから、議會方面は勿論、其の他に於ても、政局紛糾の惧ある言動は極端に慎まれたやうである。併し國王再度渡歐の後には、反政府分子の大規模な檢舉が行はれるであらうとの噂があつたことから察するに、各方面の反ビブーン分子中に、ビブーン組閣を機會として不穏の行動に出でんとするものゝあることが想像された。果せる哉、翌年一月十三日國王が學業繼續の爲め瑞西に向け出發されて間もなく、同月二十九日未明から、陸軍と警察が協力して、現役軍人、警察官、代議士、皇族、退職官吏等多數の檢舉が行はれた。當時情報局の發表した所に依ると被檢舉者は現政府を顛覆して、プラチャイボック前國王又は其の異母兄ナコンサワン親王を迎へて即位せしめんとの陰謀を企てたものといふことであつた。

被檢舉者は、五月に至り特別裁判所に於て夫々處罰の判決があつたが、連累者の顛觸を見ると、(一)軍部内の反ビブーン派、(二)ビブーン總理の専恣に反感を

もつ代議士及び其の支持者並に（三）ナコンサワーン親王系統の王族の三者に大別することが出来る。而して王族の内にはナコンサワーン親王の異母弟にして、當時盤谷在住王族中最上の地位に在つたチャイナート親王をも含んで居た。同親王は王族の尊號榮譽等を褫奪せられて無期懲役に處せられた。プラヤー・バホン前總理と共に革命の元勳として軍部内に人望厚く、一時プラヤー・バホンの後繼者に擬せられたことすらあるプラヤー・ソン大佐は、現役を免ぜられて佛印に護送せられた。第一次歐洲大戰當時、遣佛遠征軍司令官たりし退役陸軍中將プラヤー・

テープは、革命以來官選議員として議席を有し、屢々副議長に當選せる程の人望ある人物であつたが、其の子息及び二、三の代議士と共に逮捕せられ、中將は無期徒刑に、其の子息と代議士は死刑に處せられ、大に世間を驚かした。

先是、當年一月中、爪哇亡命のナコンサワーン親王の長子チュムボット親王一時歸盤中に、警察が其の邸内を捜査した事件があつたので、當時噂された反政府陰謀

と何等かの脈絡あるものと想像されたのであつたが、果して今回の検舉に依つて、在爪哇のナコンサワーン親王が、反政府陰謀の糸を操つて居たことが判明した。即ち同親王を中心とする王黨派は、新國王の漂盤中に、國內殘住の王族を通じて反政府運動の素地を作らんとし、議會方面及び軍部内に於ける反ビブーン派と夫々連絡を取つて事を擧げんとしたものである。その加擔者の顔觸や系統から察して相當有力にして且つ怖るべき運動であつたことが知られ得るのであるが、それが一網打盡に未然に檢舉され終つたのは、ビブーン一派が如何に反政府運動の警戒に細心の注意を拂ひ居るかを物語るものであるが、結果から見て、此の陰謀事件は却つてビブーン堅陣の強化を來たすに役立つたことを否み得ない。就中最も重要な點は、プラヤー・ソン大佐及びその一黨の排除である。同大佐は既に屢々説いた如く、軍部内に於ける最も有力なる反ビブーン的存在であつて、先年のマノー反動政變の當時以來度々の政變毎に不審の態度多く、ルアン・ビブーンは常に

警戒の眼を注ぎつゝも彼を陸軍から逐ふことは出来なかつた。即ち同大佐は北泰
チエンマイ市に陸軍士官訓練所を設けて直系部下と共に同所に引こもり、盤谷に
對する睨みを利かせて居たのであるから、ルアン・ビブーンに取つては誠に厄介
千萬なる存在であつたに違ひない。此の厄介なる存在を部下と共に一舉にして根
こそぎ國外に追放し又は處刑し得たことは、ビブーン一派としては體に大いなる
儲物だつたに相違ない。

又最高級の王族に對し、罪一等を減じて國外亡命を許されたしとの前國王又は
王祖母の懇請を斥けて之を無期徒刑に處し、或は人民代表議員其の他多數を死刑
又は無期徒刑に處したる嚴罰振りは、各方面に戰慄感を與へ、反政府分子をして
萎縮せしむるに充分であつて、今後當分の間は再び反政府陰謀を企つるが如きも
のは出ないであらうと考へらるゝに至つた。ビブーン派としては其所を狙ひ所と
して、特に嚴罰主義を以て臨んだかも知れない。斯くて政情は表面全く安定し得

たものゝ如くであつたが、政治的意味のビブーン反對者が影をひそめるに至つた
半面に於て、個人的に深き怨をルアン・ビブーンに對して抱くものゝ増加した事
實は否み得ない所であり、何時發作的に彼の生命を狙ふものが出て来るやも圖ら
れないので、總理官邸の警戒振りは爾來極めて嚴密となつた。

ブライヤー・バホン總理時代には、その官邸は極めて解放的で、門外に取次代り
の衛兵が數人居るので、訪問者の出入も甚だ自由であつた。之に反して現在の
總理官邸の警戒嚴重なることは、如何なる獨裁政治國の獨裁者の官邸のそれより
も甚しいものであると想像せられ、決して民主的立憲政治國内の風景ではない。
ビブーン政權下の政策を觀察せんとするに當つては、右のやうな總理身邊の警
戒模様などから來る印象を頭に入れて置くことが必要である。元來タイ國では、
議會と内閣とは實質上直接の連絡を持つものでないのがその所謂立憲政治の特長
であつた。政黨の存在しない當國に於ては、議會に於ける支配勢力が内閣を組織

するといふ行き方ではなく、議會とは全然別個に存在する勢力集團が内閣を組織する仕組である。内閣の首班は議會の承認を前提として決定せられること勿論であるが、夫れは形式に過ぎない。國の政策は議會に直接の連繫なき内閣に於て決定せられ、議會は何等之に與り知る所無かつたのである。

夫れでもバホン内閣時代に於ては、總理の性格からして、内閣の政策は閣員會議の下に決定せられ、殊に議會主義者ルアン・プラデイは立憲制度確保の爲めに努力して居たのであるが、ビブーン内閣となつては、プラデイット一黨の文治派は著しく勢力を失ひ、結局最高政策は殆ど總理の獨斷で決せられるのではないかと思はれる節が有る。即ち文治派の凋落と武斷派の制覇に依り獨裁的傾向が次第に濃厚となつた。

此の觀察を有力に裏書する事實は、昭和十四年六月に於ける國名改正（シャムを改めタイと稱す）に出發したラタニヨム運動又は國家信條運動である。此の運

動は極端なる國粹主義運動として、其の思想の根源には排外思想をさへ含む極めて重要な國家運動であるが、此の運動の趣旨は、内閣告示の形式に依つて發表せられ、議會方面は其の決定に關與して居ないのである。昭和十四年六月以降同十五年始迄に次々に發表された國家信條各條項を一貫する指導精神は、要するに極端なる國粹主義の鼓吹と排外思想を伴ふ極端なる國產愛用と外國品排斥即ち外國經濟勢力の排斥である。此の信條に基いて政治が推進せられ、諸施設が强行せられる。例へば在タイ外國系事業會社の次々の買收や、外國品輸入阻止の措置が講ぜられつゝあるのである。而かも斯の如き極めて重大なる國家の政策の決定に就て、議會が何等與り知る所が無いと言ふことは、明かに獨裁的傾向の露出と言はざるを得ない。殊に國家信條中に、國家の不利益となることを暴露するは國家に對する叛逆と認むると言ふ箇條の如きは、政府の政策乃至施設に對する議會の忌憚なき批判を遠慮せしむる爲めの枷とも認め得べく、議會制度創始當時に於け

るアウトストークンな言論の盛であつたのに比べて、現在の議會が甚だしく違つたものであることが認められ、最近の獨裁的傾向の次第に濃厚となりつゝある事は疑ふべくも無い。

要するにルアン・ビブーン總理は、今やその大望を達成してビブーン政權を樹立し、獨裁的傾向を露骨にして來たのであるが、これは最近の世界的風潮たる獨裁政治傾向に一致したもので、或はルアン・ビブーンは意識的に外國の獨裁政治家を真似て居るのかも知れない。國防充實、軍隊式青少年教育強化、新產業の國家經營の如き新興タイ國の新政策には、ラタニヨム的指導精神の表現が隨所に見られるのであつて、タイ國の動向に關心を持つものはビブーン内閣のラタニヨム國家信條の運動に對して特に多大の注意を拂ふことが必要であると認められる。

(終)

〔頒價金參拾錢〕

昭和十七年八月二十日 印刷納本

昭和十七年八月二十三日 発行

東京市麹町區霞ヶ關三丁目四番地三

發行所 財團 法人 日 本 タイ 協 会

電話銀座二六五六番
振替口座東京一四八三一番
出版文協會員番號三三六番

編輯人兼 遠 嶽

東京市淀橋區戸塚町一丁目二二〇番地

印刷人 河 保 治

東京市淀橋區戸塚町一丁目二二〇番地

印刷所 明 立 印 刷 株 式 會 社

印文協會員番號東京第十二番



